

平成 2 9 年

第 4 回東栄町議会定例会 会議録

(第 3 日)

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日 (月)

平成29年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年12月18日(月) 開議 午前10時00分
閉会 午後 0時22分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

| | |
|----------------|-----------------|
| <u>1番 伊藤久代</u> | <u>2番 原田安生</u> |
| <u>3番 村本敏美</u> | <u>4番 森田昭夫</u> |
| <u>5番 加藤彰男</u> | <u>6番 山本典式</u> |
| <u>7番 峯田明</u> | <u>8番 柴田吉夫</u> |
| <u>9番 伊藤紋次</u> | <u>10番 伊藤芳孝</u> |

不応招議員 なし

出席議員

| | |
|----------------|-----------------|
| <u>1番 伊藤久代</u> | <u>2番 原田安生</u> |
| <u>3番 村本敏美</u> | <u>4番 森田昭夫</u> |
| <u>5番 加藤彰男</u> | <u>6番 山本典式</u> |
| <u>7番 峯田明</u> | <u>8番 柴田吉夫</u> |
| <u>9番 伊藤紋次</u> | <u>10番 伊藤芳孝</u> |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 村上孝治 | 副町長 | 伊藤克明 |
| 教育長 | 平松伸一 | 総務課長 | 長野好孝 |
| 税務会計課長 | 前地忠和 | 振興課長 | 伊藤明博 |
| 地域支援課長 | 加藤文一 | 住民福祉課長 | 原田英一 |
| 経済課長 | 金田新也 | 事業課長 | 伊藤久司 |
| 教育課長 | 内藤敏行 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋賢司 書記 佐々木豊

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 62 号 東栄町まちづくり基本条例の制定について
- 日程第 3 議案第 63 号 東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 65 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 66 号 東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 67 号 東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 68 号 東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 69 号 東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 70 号 東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 71 号 東栄町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 72 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 76 号 平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 13 議案第 77 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 78 号 平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議案第 79 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 80 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 81 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 18 議案第 82 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 83 号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 84 号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 85 号 平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 22 議案第 86 号 平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 87 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 88 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 89 号 平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 26 議案第 90 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算(第 5 号) について
- 日程第 27 議案第 91 号 財産の取得及び処分について
- 日程第 28 議案第 92 号 東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正 について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は 10 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成 29 年第 4 回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

追加上程

議長（伊藤芳孝君）

本日、議案が追加提案されました。お諮りいたします。

日程第 17 の次に、日程第 18・議案第 82 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、日程第 19・議案第 83 号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』、日程第 20・議案第 84 号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』、日程第 21・議案第 85 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算・第 8 号について』、日程第 22・議案第 86 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算・第 3 号について』、日程第 23・議案第 87 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算・第 3 号について』、日程第 24・議案第 88 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算・第 3 号について』、日程第 25・議案第 89 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算・第 1 号について』、日程第 26・議案第 90 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算・第 5 号について』、日程第 27・議案第 91 号『財産の取得及び処分について』、日程第 28・議案第 92 号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 29・『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』。以上 12 案件が、本日、追加提案されましたので上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって日程第 18 から日程第 29 までの 12 案件を追加するこ

とに決定いたしました。

委員長報告

議長（伊藤芳孝君）

日程第1、委員長報告を行います。去る、12月7日の本会議におきまして、各委員会に付託いたしました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思っております。はじめに『総務経済委員長』に報告を求めます。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番総務経済委員長。

8番・総務経済委員長（柴田吉夫君）

総務経済委員会は、12月7日の本会議において議案10件を付託されました。これを受けまして、12月12日（火）午前10時より会議室において委員全員と、執行部より町長をはじめ、副町長、所管課長、主幹、課長補佐、係長、ならびに議会事務局長出席の下、付託された議案10件について審議いたしました。審議の経過と結果についてご報告いたします。

付託された議案は、議案第62号『東栄町まちづくり基本条例の制定について』、議案第63号『東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について』、議案第65号『公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について』、議案第66号『東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について』、議案第67号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』、議案第68号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』、議案第72号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、議案第76号『東栄町一般会計補正予算(第7号)について』（関係分）、議案第79号『東栄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について』、議案第80号『東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)』についての10件であります。

はじめに、議案第62号『東栄町まちづくり基本条例の制定について』を議題とし質疑に入りました。委員より「目的があつての条例制定だと思うが、まちづくり基本条例は何を目的に制定するのか」との質問。担当より「条例の制定には二つのタイプがあり、目的があつての条例と、理念条例という形式のものである。今回のまちづくり条例は理念条例に該当する。今後のまちづくりの在り方を考えていくものという事で、今回お諮りしている」との回答。委員より「理念条例であることは理解できる。考え方として、人を拘束したり決めたりすることは少ない方がいい。この条例がなければならないという理由はなにか」との質問。担当より「地方自治の本旨に基づき自治の強化を図ること。住民自治を全体で確認・共有することでまちづくりの力の強化を図ることを目的として制定する。住民・議会・行政が一体となって少子高齢化の進む現状に対応していく。とした観点に立ち住民の方々と2年間、意見交換し条例案を作り今回お諮りしている」との回答。委員より「本条例がないと、超高齢化社会を迎え、まちづくりができない。条例が無かったので、今までの行政は間違っているという逆のとらえ方もできる。単にパフォーマンスではないかと言われた時に、それを覆すだけの理由が必要と思うがどうか」との質問。担当より「過去を否定するものではない。前

文にも記載しているが、「先人たちが、まだ見ぬ未来の私たちを想い、この地域を大切に守り・・・」とあるように、先人が今まで地域を守り行政を進めてきたことも「まちづくり」であり、このことを認識した上で会議を進めてきた。この条例で明文化することにより、皆で意識を共有し方針として町民一人ひとりがどのような方法で参加し・決定し・行動するか。という思いで条例を策定した」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論もなく、議案第 62 号『東栄町まちづくり基本条例の制定について』の件は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号『東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について』を議題とし質疑に入りました。委員より「法律の改正により制定するものか、他に特別な理由があつて制定するものか」との質問。担当より「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律を受け、高度な専門的知識を持った民間人を任期付で事業や期間によって一般職として採用できるという特例法ができ、これを受けて条例を制定するものである。また、第 4 条の短時間勤務については、部分休業を受けて職員を採用できるということと、今まで東栄町では「東栄町臨時的任用職員取扱要綱」及び「臨時職員の雇用、給与等に関する取扱要綱」で、事業の補助で身分保障もなく、アルバイト的な形で採用していたがこれを明確化し身分保障するため条例を制定するものである」との回答。委員より「法律の改正により条例改正するものであり、具体的な計画等があつて制定するものではないということの良いか」との質問。担当より「具体的な事業、専門的知識を持った民間人を採用するとした計画は現在ない。第 4 条の短期間勤務職員については、保育士の部分休業や、病院の看護師の部分・育児・介護休業を取った場合に採用する時はこの条例の適用を受けることになる」との回答。委員より「将来、必要になるための条例制定で、4 月 1 日から動くというものではないということか」との質問。担当より「具体的な事例はない。今まで職員を臨時的に採用する場合、身分保障はなかったが、条例制定することにより身分保障を含めた条例制定である」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論もなく、議案第 63 号『東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について』の件は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 65 号『公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について』を議題としました。質疑はなく、討論に入りました。委員より「本会議において反対理由は述べるが、本日は反対の意思表示をする」旨の発言がありました。また、他の委員より「本会議において賛成理由は述べるが、本日は賛成の意思表示をする」旨の発言がありました。本件について挙手により採決の結果、可否同数であり、東栄町議会委員会条例第 13 条の規定により、委員長において本案に対する可否を採決しました。本案について委員長は賛成とし、賛成多数で議案第 65 号『公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について』の件は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 66 号『東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について』を議題としました。質疑・討論なく、議案第 66 号『東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について』の件は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 67 号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』を議題としました。質疑・討論なく、議案第 67 号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』の件は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』を議題

としました。質疑はなく、討論に入りました。委員より「本会議において反対理由は述べるが、本日は反対の意思表示をする」旨の発言がありました。また、他の委員より「本会議において賛成理由は述べるが、本日は賛成の意思表示をする」旨の発言がありました。本件について挙手により採決の結果、可否同数であり「東栄町議会委員会条例第13条の規定により、委員長において本案に対する可否を採決しました。本案について委員長は賛成とし、賛成多数で議案第68号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』を議題とし質疑に入りました。委員より「病院公営化にあたり、幾つかの手当が改正されているが、他に改正する手当は無いと理解して良いか」との質問。担当より「非常勤職員については条例を上程していない。金額が決まり次第今議会以降に上程する」との回答。また、委員より「今回の上程は、初任給調整手当のみということで良いか」との質問。担当より「初任給調整手当は、医師のみの手当である」との回答。また、委員より「給与を月額で支給する場合と、手当を作って支給する場合とではどのような違いがあるか。また、予算にどのような影響があるか」との質問。担当より「病院職員への意向調査は実施中であり、給与等の提示はしていないので総額ははっきりしていない。考え方として民営化以前からの職員は、その時点から職にに応じて昇格、昇給を加味した給与設定を、法人化以降で職員となった方は、前歴加算を加味した給与設定をしたい。また、今議会に上程している手当については、国の基準・新城市民病院の手当等を参考に設定した。医師の初任給調整手当は、国の人事院規則に基づいた手当額とした」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入りました。委員より「本会議において反対理由は述べるが、本日は反対の意思表示をする」旨の発言がありました。また、他の委員より「本会議において賛成理由は述べるが、本日は賛成の意思表示をする」旨の発言がありました。本件について挙手により採決の結果、可否同数であり「東栄町議会委員会条例第13条の規定により、委員長において本案に対する可否を採決しました。本案について委員長は賛成とし、賛成多数で議案第72号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号『東栄町一般会計補正予算(第7号)について』(関係分)を議題とし総務経済委員会所管の歳出から質疑を行いました。はじめに、2款・総務費の質疑を行いました。委員より2款・1項・4目、13節委託料、障害木伐採等業務委託料の内容について確認がありました。担当より「志多らに貸している旧東園目小学校裏手の桜の木が腐食により倒れる危険性があり、志多らと協議し伐採することとした。足場が悪く森林組合より見積もりを取った結果、約30万円であり志多らと町が折半して負担する」との回答。続いて4款・3目・環境衛生費、5款・農林水産業費、6款・商工費、7款・土木費、8款・消防費の質疑を行ないました。委員より「27ページ、7款・3項・1目・11節、需用費、修繕料については、どのような住宅で何棟分か」との質問がありました。担当より「中設楽ハイツ・久保田住宅・畑住宅の3団地、8件を見込んでいる」との回答でありました。以上で歳出を終わり、歳入は、総務経済委員会所管分全般について質疑を行ないました。質疑なく、討論に入りましたが討論なく、議案第76号『東栄町一般会計補正予算(第7号)について』(関係分)の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号『東栄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について』を議題としまし

た。歳入・歳出全般について、質疑を行ないましたが、本件につきましては、特に質疑、討論なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 80 号『東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について』を議題としました。歳入・歳出全般について、質疑を行ないましたが、本件につきましても、特に質疑、討論なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で付託された議案の審査は終了いたしました。委員より当委員会が所管する事務「税の口座引き落とし」について質問がありました。担当者より回答がありましたが、内容について確認されたい方は「総務経済委員会会議録」を閲覧されるようお願い申し上げます。閉会は、10 時 45 分でした。委員長報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。次に『文教福祉委員長』に報告を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番文教福祉委員長。

5 番・文教福祉委員長（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第 39 条の規定により報告いたします。

議案第 69 号「東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について」、議案第 70 号「東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について」、議案第 76 号「平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について（関係分）」、議案第 77 号「平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」、議案第 78 号「平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 81 号「平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について」、の計 6 議案が付託されました。

12 月 13 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。以下、審査において質疑・答弁があった議案について、主な内容を報告いたします。

初めに、議案第 76 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について（関係分）』の質疑です。委員より「20 ページ、3 款・1 項・1 目・19 節・負担金補助及び交付金の介護職員就職助成金 20 万円の内訳」について質問がありました。担当課から「当初予算で就職 1 年目の 20 万円交付の 1 名分と、2 年目の 10 万円交付の 3 名分の計 4 名、計 50 万円を見込んでいた。実際には 1 年目の 20 万円交付が 3 名、2 年目の 10 万円交付が 1 名となり、合計 70 万円で 20 万円不足するため今回予算計上した」との回答でした。続いて委員より「30 ページ、9 款・2 項・3 目・18 節・備品購入費、机・椅子購入費 24 万 9 千円の内訳」について質問がありました。担当課から「机・椅子の購入費について、来年度の新 1 年生は 22 名を見込んでいたが、29 名になる見通しである。これに新 1 年生以外の転入生の 3 名分を含め、来年

度不足する机、椅子 10 セットを今年度に購入したい」との回答でした。委員より「来年度は新たに新入生が 7 名増えるとのことだが、次年度の見通しはどうか」の質問がありました。担当課から「調べて改めて回答したい」との回答でした。

次に議案第 77 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について』の質疑です。委員より「歳入歳出全般について、今回の補正予算は実績見込みによる補正と考えて良いか」の質問がありました。担当課より「10 月までの実績に基づいて減額補正した予算である」との回答でした。

次に議案第 78 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について』の質疑です。委員より「54 ページ、歳入 5 款・3 項・1 目・1 節・雑入 428 万 7 千円の内訳」について質問がありました。担当課より「平成 28 年度の国保連合会への負担金が、医療費の確定によって負担額が決まった。負担金の過払い分が戻ったため、雑入として計上した」との回答でした。

次に議案第 81 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の質疑です。委員より「7 ページ、収益的支出の普通旅費 1 万 2 千円を計上した理由」について質問がありました。担当課より「研修に職員 2 名が参加し、旅費に不足が生じたための補正である」との回答でした。議長より「3 ページの貸借対照表の無形固定資産、電話加入権 81 万 7 千円は実際に資産として価値があるのか」との質問がありました。課長より「昔の電話加入権は、1 回線が 7 万円余りで、その後半額になったりしたと思う。帳簿上はあるが、実際の資産としての価値は一度調べて必要なら是正したい」との回答でした。なお質疑の中で「教育課の今後の新入生の児童数の推移」と「住民福祉課の病院関係の電話加入権」の件は定例会の会期中に改めて、担当課から説明する旨を確認しました。

議案審査終了後、委員より委員会の所管に関連して、次の質問がありました。委員より「西菌目のバイオマス発電に関して、地元の区が反対しているとの話があった。以前、津具で燃料の精製による廃棄物によって河川など環境への影響を調査したことがある。その時に条例ができた経緯もある。また新城市の産業廃棄物の問題を起きた時に、東栄町はさらに新たな条例も制定している。今回のバイオマス発電の業者への事前審査などはどのように進んでいるか」との質問がありました。担当課より「西菌目の件は、住民福祉課と振興課で対応し、主に振興課で行っている。住民福祉課は産業廃棄物条例の関係で対応しており、今回の施設は産業廃棄物としての施設に該当していない。一方、振興課で土地開発行為の関係を調査しているが、いずれも該当しない状況である。現在、地元住民と地権者の方に説明会などを行っている」との回答でした。委員より「県の許可などを受ければ、それを外すことは非常に困難であり、自治体として良い知恵を絞って頑張っていたきたい」との発言がありました。

委員より「住民健診の受診率を伺いたい」との質問がありました。担当課より「集団検診は終わったが、個別受診は続いており最終的な結果・数字はまだ出ていない」との回答でした。

以上で文教福祉委員会の審査報告の報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。ここで、住民福祉課長と教育課長から発言の申し出がありますので許可します。

（「議長、住民福祉課長」の声あり。）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

ただいまの文教福祉委員長の報告の中にもございました病院会計の予定貸借対照表の中に含まれます無形固定資産の電話加入権についてのご質問でございますが、実勢価格等を調べますと、かなりもうほとんどない状況だということになります。ただ評価ができませんので、価格は特定しておりませんが会計処理上のお話しとしましては、地方公営企業法第8条の規定によりまして、資産についてはその取得原価をもって帳簿価格としなければならないということになっておりまして、その時点の価格で経理処理してそのままの表示で、その権利が無くなるまでは、いわゆる譲渡したり誰かに寄付したりというようなことがなければ表示でいいということになりますので、会計処理上の手続きはございませんが、実勢価格としてはほぼ価値がないという事実はございます。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に教育課長。

（「議長、教育課長」の声あり。）

はい。

教育課長（内藤敏行君）

先ほど委員長の報告にありましたが、文教福祉委員会で伊藤紋次委員からのご質問の中で、平成31年度の東栄小学校入学児童の予定数についての質問がございました。今回回答させていただきます。平成31年度東栄小学校入学児童数は、予定では15名でございます。32年度におきましては、18名でありますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい。続いて、文教福祉委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

議案第62号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第2、議案第62号『東栄町まちづくり基本条例の制定について』の件を議題といたします。議案第62号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

初日の上程された時の説明のところでも3つ質問しましたけども、併せて先ほど委員会報告にも若干あったかと思いますが。今回町としては憲法にあたるような位置にまちづくり基本条例を制定するという点で、これが今後未来的に、将来にわたってこれが必要であるという説明と同時に、今までやはりこれがないことによってその不合理な部分があった、又はそれがなかなか町政全体の中でバランス調整がとれなかったということがあることによって、このまちづくり基本条例を制定しとこうと、そういう理由要素がこれまで検討の中で出されていたのか。それからまた今後の中においてその点についても精査していく、その点について担当課としてどうお考えでしょうか。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

先ほどの委員長報告と重なるところございますけども、過去のやり方を否定するものでもなく、また過去を糾弾するものでもございません。現在先ほど委員からも話しがありましたけども、少子高齢化が進む中、とにかく将来に向けて地方自治のこの条例趣旨に基づく自治の強化というものがございます。住民自治を全体で確認しまして、共有することでまちづくりの力を強化していきたいとそういうことでございます。

（「はい、議長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

最初の時に質問しました条例の方の見直しについての要件の部分は、具体的に最終的にどんなようなことが町民から発議された場合に見直しをしていくのかという部分もう1回確認として町民個人1人なのか、それから一定の団体性を持つのか複数なのかその点説明をお願いいたします。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

そのへんにつきましては、まだ今後の検討の材料になってます。また検討させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 62 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号『東栄町まちづくり基本条例の制定について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 63 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 3、議案第 63 号『東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について』の件を議題といたします。議案第 63 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 63 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号『東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 65 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、議案第 65 号『公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 65 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、反対ですか。

（「反対です」の声あり）

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

私は病院を公営化することに反対します。理由は数多くありますが、その一部を述べます。

まず、病院を公営化するための議会での議論が充分されていません。執行部は 9 月に公営化を表明したと言いますが、この 12 月まで議会ではこのことが 1 度も議題に上ったことはなく、東栄町にとって非常に重要な医療と財政の関係など諸問題が公表されないままです。医療施設を含めた地域包括ケア推進構想もいまだ答申も構想もないまま、今後どのように医療を考えるのか、財政はどのような状況で東栄町の将来を描こうとしているのか執行部と議会は十分な議論をし、議論の内容を町民の皆様に公表・公開してから結論を導くべきです。

2 つ目の理由は、執行部は病院を無床診療所も一つの選択肢として考えているようですが、病院職員を町職員にすることは、現在の町職員数のほぼ倍になる事になり、過疎化が進んでいる状況で仮に介護のための職員が必要といっても職員数が自治体規模から見ても異常に多くなることは必至です。また、いったん職員になれば特に大きな問題がない限り退職を迫る事は出来ません。仮に退職するにしても、退職金の割り増しは必要になり、そのお金はすべて町民の負担になります。

3 つ目の理由は、財政問題が全く議論されていません。病院を公営化し、どのような病院を目指すのか。患者さんはどのような方を何人くらい見込むのか。そのためには何をどれだけ必要とし、その結果どれだけ診療収入があり、どれだけ費用負担がかかるのか。将来財政に問題はないのか等々議論しなければならないことはたくさんあります。

4つ目の理由は、現在の東栄病院の経営には大きな問題が山積しています。医療収入に対し人件費率は95%を超えており、平均的な病院の比率と比較しても異常な数値です。患者数に対し職員が多すぎるのか、給与が異常に高額なのか、それともそのどちらも該当するのか。私はこの議会で多額な経営補てん金を支払うなら、第三者の経営診断を行うべきであると発言してきましたが、経営診断を受けるなど、経営改善の努力をしたという経過は全く見られません。このような異常な状況のまま病院を公営化することは町民にさらに負担をかけることとなります。

5つ目は、本日が初めて病院の公営化を採決する日です。本日の採決によって、病院をこのまま指定管理者制度で民間に経営を委ねるのか、全ての責任を町が背負って公営化するか決まるわけです。その本日を迎える前に「せせらぎ会」の理事会では解散を決め、町執行部は職員採用の面接を行っています。地方自治は二代表制です。執行部は提案と事業の執行を行い、議会は提案された事案を良いか駄目かを十分な議論をして決定する職務に分けられており、決定前に決まっているかのような町民への説明や職員採用の面接など、これは執行部と「せせらぎ会」の暴走です。

まだまだたくさんの反対理由がありますが、議会は執行部が暴走しないように十分な議論を行い、場合によってはブレーキをかけなければならない重要な責任があります。このまま公営化することになった場合、私は議会議員の一員ではありますが、とてもその責を負うことは出来ないことを表明して反対します。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（村本敏美君）

原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年4月定例会において、社会医療法人財団せせらぎ会が平成29年4月1日から平成32年3月31日まで3年間の期間で東栄病院の指定管理者として、議会で全会一致で可決されました。しかし、平成29年第1回定例会で指定期間を3年から1年に変更の申し入れがせせらぎ会からあり、議案が議会に上程され、質疑はございましたけれども全会一致で可決されました。このことにより、平成30年4月1日より東栄病院は東栄町病院事業の設置等に関わる条例第14条、第15条の規定により町長が指定する東栄町病院の指定管理者がいなくなり、公設公営に戻ることとなります。執行部の考えを本年9月の全員協議会で、また12月1日の全員協議会でも説明をいただきました。一般質問等での答弁もあり、町民に対しても地区別懇談会でもテーマを絞り込み説明をされました。

そして、今回東栄病院関係の条例が上程をされました。もし、上程された議案が可決をされなければ公設公営に向けた職員採用手続きで給与等の条件提示ができなくなり、病院職員の採用ができなくなります。また平成30年4月1日以降東栄病院の運営はできなくなり、これは総合計画に反することとなります。何より1番困るのは病院存続を願う住民であり、東栄町の医療を守るためにも本案には賛成をいたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（山本典式君）

私は反対討論をします。

町の今後10年間のまちづくりは、町民も参加して策定された総合計画に基づいて行われるものであります。その計画書には病院の段階的縮小、無床診療所といった内容はどこにも記述されていません。目標として掲げられていることは、北設3町村の連携と医師・看護師等の確保により、病院は町の医療の中心として整備されると記述されております。総合計画は、昨年スタートを切ったばかりです。掲げた目標を降ろすには如何にも早すぎます。先日の一般質問に対する答弁も個人的な感想ではありますが、町民の不安を気遣った答弁ではありませんでした。今回の病院の町直営に関する議案の提出は全く唐突なものであり、今後病院を段階的に縮小するといった方向転換に併せたものと考え、関係条例については反対します。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

他に討論はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

賛成ですか。

（「賛成です」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

私は議案に賛成の立場から討論いたします。

本議案も含め、本定例会には東栄病院の指定管理者による公設民営から町の公設公営化の移行に伴う必要な議案が上程されています。東栄病院の公設公営化は、これまでの町当局と社会医療法人財団せせらぎ会との協議において進められてきました。そしてその内容は今年度の新たな指定管理期間1年を終えた後、町による公設公営とするものです。そしてせせらぎ会においても公設公営の方向を踏まえ、先の理事会・評議員会において法人の解散手続きを確認しています。また、現在町で進めています地域包括ケアシステムの検討の場においても、医療を含めたこの町の地域包括ケアシステムの在り方の協議・検討が行われており、それを支える医療施設・医療体制の整備・充実が求められています。

このような東栄病院の公設公営化への準備・移行状況やさらに地域包括ケアシステムを進めるために東栄病院の再編整備が求められるなか、今年度の3月末までに向けてその機構や職員の体制を遅滞なく進めることは、行政として大きな責任でもあります。そして同時に行政がその責任として、住民の方々へ医療・福祉を今後もしっかり保障していくための基本的な制度設計です。

以上のような点を踏まえ、本定例会に上程されています公設公営化に向けての病院・医療関係に関する一連の議案に賛成するものです。なお、これまで公設公営化の説明・協議の中に出されてきました町行政組織としての定員管理の在り方、また厳しい財政状況における新たな施設建設や運営管理などの課題については、今後も議会をはじめ住民の方々に充分説明し、理解を得られるように努力されることを合わせて求めるものです。以上で賛成討論を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で討論を終わります。これより、議案第 65 号の件を「挙手」により採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

（賛成者挙手 7名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、手をおろしてください。賛成多数です。よって、議案第 65 号『公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 66 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 5、議案第 66 号『東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 66 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 66 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号『東栄町職員の勤務時間休暇等に関する

る条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 67 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 6、議案第 67 号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 67 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 67 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 68 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 7、議案第 68 号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 68 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長 4 番、反対です」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。4 番。

4 番（森田昭夫君）

反対理由は先ほどと全く同じですので、省略してよろしいでしょうか。省略してよろしければ先ほどと全く同じです。もし理由をちゃんと述べよというなら先ほどの反対理由を述べますが。

議長（伊藤芳孝君）

重要なところだけでも述べて下さい。

4 番（森田昭夫君）

重要なところだけでも述べますか。はい、じゃあ反対ですので、大きなところを申し上げます。この病院を公営化するための議論が全くされていない、又財政のことが検討も研究もされていない。そして病院には大きな問題があつて経営改善が全くされていない。まさにこれは本日が決める日ではありますが、決める前にもう既にせせらぎ会と町の執行部は暴走している。議論もされないまま暴走しているということで、後はこの責任はもし可決するなら私は議員の1人としてとても責任を負えるものではないということで、先ほどと理由は全く同じです。よろしくをお願いします。

議長（伊藤芳孝君）

はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3 番（村本敏美君）

先ほど述べましたけれども、内容等については全く同じでございますけれども。元々、平成18年度までは、東栄病院というのは公設公営だったわけでありまして。それから指定管理が平成19年から10年間の指定管理、それから1年の平成29年度までの指定管理ということで、せせらぎ会が指定管理から外れるということは公設公営に戻る、これは必然的なことだというふうに考えております。その中でももしこの議案が否決されてしまうと、最後に述べましたけれども、1番困るのは東栄町の町民であり又近隣の住民でございます。東栄町の医療を守るためにもこの条例には賛成をしたいというふうに思っております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。

（「6番」の声あり）

はい、6番。

6 番（山本典式君）

同様で、先ほどと大体同じですけど。私のお話したいことは、町の最上位の計画、総合計画には執行部の言われる病院の段階的縮小とか無床診療所といった内容はどこにも記述さ

れてないということがまず第1点。むしろ総合計画の中に目標として掲げられていることは、先ほど言いましたように北設3町村の連携と医師・看護師等の確保はするんだと、その中で病院は町の医療の中心として整備していくんだと、そういう文言になっておるわけです。じゃあ総合計画は何のためにあるのかと。総合計画は昨年スタートを切ったばかりです。掲げた目標を降ろすには如何にも早すぎると私はそれをお話ししたいわけです。

それともう1つは、今回の病院について私は議会運営委員会の時から言っていますけども、財政と関連条例についてはセットだという思いがあるわけです。でも12月に確か財政等について資料を提出するというようなお話しがあったと思います。しかしそういったものが無く、私にはこの条例は唐突なものであるという感じを受けておるわけでございます。ですから、町の直営とは言いつつも今後段階的に病院を縮小していくんだという結論的な文言は、町民に対しても不安を感じる文言だと思えます。そういう意味合いがありまして、今回関係する条例につきましては反対します。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に賛成者ありますか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

賛成の立場から討論いたします。

基本的な部分は先ほどの65号のところの賛成討論述べました。今回68号につきましては、1つは医師も含めて専門職の処遇をどうしていくのかという点がこの中の大きな要素です。それからもう1点は、附則でありますようにこの条例については職員の採用に必要な手続きを行っていくんだと、4月1日を待たずに。これは先ほど言いましたように、せせらぎ会が来年3月31日をもって解散するなかで、4月1日にちゃんと東栄病院が医療として継続すると、ここにおける過渡期であり、大変重要なプロセスだと思います。そういう点で、病院に必要な専門職を確保する、なおかつ4月1日を待たずこの医療の体制をしっかりと確保するためにこの条例を作って行政としては職員体制を作っていくという点では極めて重要だと思います。その点も含めながら、私は改めてこの議案につきましては賛成をいたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で討論を終わります。これより、議案第68号の件を「挙手」により採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

（賛成者挙手 7名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、手をおろしてください。賛成多数です。よって、議案第 68 号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 69 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 8、議案第 69 号『東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 69 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で討論を終わります。これより、議案第 69 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号『東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 70 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 9、議案第 70 号『東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 70 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 70 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号『東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 71 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 10、議案第 71 号『東栄町議会委員会条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 71 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 71 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 71 号『東栄町議会委員会条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 72 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 11、議案第 72 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 72 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長4番、反対です」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

はい、討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

(「議長、4番」の声あり)

はい、4番。

4番(森田昭夫君)

反対の理由は先ほどと全く同じです。くどくなりますので、ある程度省略しておきますが、ただ4月1日からこれで病院の指定管理者制度が切れるということがはっきりした時点で、本来なら町の執行部は病院がなくては困るわけですから、今のような条件下であればもっと条件が悪くても病院を運営しようとする医療法人や個人はいくらでもあるはずで、そういった検討もせずに、せせらぎ会以外にはないという方向でやっておりますので、これは先ほども言いましたが暴走、間違いであるということで反対します。

議長(伊藤芳孝君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、3番」の声あり)

はい、3番。

3番(村本敏美君)

賛成の討論をさせていただきますけれども、65号それから68号と同様でございますけれども、4月1日から採用しようとする職員に対する給与等の提示もできなくなると、それから東栄病院は、建物があっても機器があっても病院の運営ができなくなる。やっぱりこれは町民・住民のためではないということで、町民・住民のためにも本案については賛成をさせていただきます。以上です。

議長(伊藤芳孝君)

はい、他にございませんか。

(「はい」の声あり)

はい、6番。

6番(山本典式君)

反対討論ですけども、反対の大きな理由につきましては先ほどお話ししたと同様でございますが、ただ言わせていただければ1点こういう疑問を持っておるわけです。これは質問の場ではありませんので、それは承知の上でのお話しになりますけども、せせらぎ会の解散についてはもう決まっておるわけでございますが、町として町直営にするにしても、議会

とのこともある、そういう調整機関があるので、何故時間の必要性を相手方せせらぎ会に説明して理解してもらわなかったか、そういう解散なりの延長を交渉しなかったか疑問に思っております。その点残念に思っております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

賛成者ございますか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

賛成の立場から討論いたします。基本は65号のところでも述べました。先ほどの68号の特殊勤務手当同様にこの医療職の給与体系も含めた今回の条例の改正は必要な内容だと思います。3月31日にせせらぎ会が解散し、そして4月1日に公設公営として東栄病院がスタートするにあたっては、この条例において必要な医療職・専門職等の処遇・待遇を明確にしていこうということは必要な条例と思いますので賛成いたします。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で討論を終わります。これより、議案第72号の件を「挙手」により採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

（賛成者挙手 7名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、手をおろしてください。賛成多数です。よって、議案第72号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第76号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第12、議案第76号『平成29年度東栄町一般会計補正予算・第7号について』の件を議題といたします。議案第76号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の1ページから32ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 76 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算・第 7 号について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 77 号 -----

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 13、議案第 77 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号について』の件を議題といたします。議案第 77 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 33 ページから 47 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 77 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 78 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 14、議案第 78 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算・第 1 号について』の件を議題といたします。議案第 78 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 49 ページから 57 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 78 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算・第 1 号について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 79 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 15、議案第 79 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算・第 2 号について』の件を議題といたします。議案第 79 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 59 ページから 66 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 79 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算・第 2 号について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 80 号

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 16、議案第 80 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算・第 2 号について』の件を議題といたします。議案第 80 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 67 ページから 70 ページまでです。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

討論なしと認めます。これより、議案第 80 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算・第 2 号について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 81 号

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 17、議案第 81 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算・第 4 号について』の件を議題といたします。議案第 81 号の質疑に入ります。「収入」「支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 1 ページから 7 ページ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 81 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算・第 4 号について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 82～84 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

これより、本日上程された議案の審議に入ります。ここでお諮りします。日程第 18・議案第 82 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、日程第 19・議案第 83 号『東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』、日程第 20・議案第 84 号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』について。以上 3 案件を一括して議題と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 82 号から議案第 84 号までを一括議題といたします。3 案件に対する執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

今回の改正であります、平成 29 年度人事院勧告に基づきまして給与月額・期末手当・勤勉手当の見直しを行うことに伴う改正であります。なお 12 月 4 日に国会で可決されましたので、それを受けて本日上程をさせていただきました。

議案第 82 号、東栄町職員の給与に関する条例等の一部改正について。東栄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 18 日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。新旧対照表 1/23 ページをご覧ください

ださい。まず第1条の改正になります。勤勉手当第21条第2項第1号であります。今年の12月支給分を100分の85から100分の95に改正するもので、100分の10上乗せになります。これは、国の準則に合わせた表記となっております。第2号の再任用職員の関係ですが、これも人事院勧告に基づきまして100分の5勤勉手当の率を上乗せするものであります。次のページになりますが、附則ですが、この改正も率によるものでありまして6級に該当する職員の勤勉手当の減額対象額に乗ずる率の改正であります。100分の1.275を100分の1.425、勤勉手当減額基準額に100分の85支給を100分の95支給に改正するものであります。

1/6ページをご覧ください。第2条関係の改正になります第20条の期末手当につきましては、字句の改正であります。第21条第2項につきましては、次のページになりますが平成30年4月1日以降の勤勉手当について12月支給分について100分の5減じて100分の90に改正することとなり、一旦下がるような形になりますが人勧前の6月と12月に100分の5ずつ上乗せする形になり、1年間トータルでは100分の10上乗せになります。第2号のところですが、再任用職員の率の改正を100分の2.5上乗せするものでございます。これも同様に1年間で100分の5の上乗せになります。附則であります。附則第14項につきましては平成30年3月31日までの適用となっておりますので、4月1日以降削除するものであります。

1/20ページをご覧ください。第3条関係であります。現在上程中であります技能労務職に関する給料表、医療職給料表1・2の改正になります。今回の人事院勧告の給料改定につきましては、職員76名中68名が対象となっております。国の改定率は0.2%の改定率であります。本町の場合は0.23%の改定率となりました。理由としましては、若年層職員の上げ幅が大きかったこと、中でも若年層の職員の大きい改定率となった職員は最大で0.56%となり、国よりは若干高くなっております。改定分の支給につきましては、1月を予定しております。

附則、第1項この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、附則第5項から第8項まで、第10項及び第11項の規定は、平成30年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改定後の東栄町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。第3項、第3条の規定に基づく職員の採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。第4項、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東栄町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年東栄町条例第30号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。第5項、平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において東栄町職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第6条第3項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して町長が規則で定める職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。第6項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について

は、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、東栄町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東栄町条例第1号。以下この条において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。第7項、前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。第8項、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。第9項、前5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。附則のこの第10項と第11項であります。この給与条例の附則第14項の読み替え規定としている関係でありまして、この条例の附則で削除するものであります。第10項、東栄町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東栄町条例第1号）の一部を次のように改正する。附則第3項から第6項までを削る。第11項、東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東栄町条例第2号）の一部を次のように改正する。附則第4条を削る。

提案理由、この案を提出するのは、平成29年度人事院勧告に基づき、給与月額、期末手当及び勤勉手当の見直しを行うとともに、所要の改正をする必要があるからであります。

続きまして、議案第83号、東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月18日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。第1条関係であります。今年の12月支給分の期末手当の関係になります。100分の170を100分の175に改正するものであります。

第2条関係であります。平成30年4月1日以降の期末手当の率の改正です。6月に支給する期末手当は100分の155を100分の157.5、12月に支給する期末手当は100分の175を100分の172.5に改正するものです。この改正につきましても、先ほど言いましたとおり今年の12月に支給する期末手当の上げ率を100分の5を100分の2.5ずつ来年の6月と12月の期末手当に上乗せする改正であります。今年の12月に100分の170を100分の175に改正しておりますので、一旦下がる格好になりますが、改正前の6月支給100分の155を100分の157.5、12月支給100分の170を100分の172.5に改正するものであります。

附則、第1項この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由、この案を提出するのは、平成29年度人事院勧告に基づき、町の常勤特別職の期末手当見直しに伴う改正をする必要があるからであります。

次に、議案第 84 号、東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 18 日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。これも先ほどの特別職の改正と全く同じ内容となっております。第 1 条それから次のページの第 2 条関係でございますが、期末手当のそれぞれの率改正でありまして、先ほどの特別職の一部改正と内容は全く同じでありますので説明の方は割愛させていただきます。なお、支給日につきましては 12 月 28 日になります。

附則、第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項、第 1 条の規定による改正後の東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由、この案を提出するのは、平成 29 年度人事院勧告に基づき、東栄町議会議員の期末手当見直しに伴う改正をする必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

各議案に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第 82 号から議案第 84 号までの質疑を一括して行います。質疑はございませんか。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、3 番。

3 番（村本敏美君）

議案 82 号の説明の中で、対象者 76 名中 68 名がこの議案の対象になるということですが、76 から 8 引くと 68 ですが、その 8 名の対象外の理由を教えてください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

この対象外の職員につきましては、平成 26 年の人事院勧告で平成 27 年 4 月 1 日から給料表の金額は見直しを受けて下がっております。その時に下がる前の給料を保障する切り替え差額というものを時限で平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで保障をされております。全職員が保障されておったわけですが、若い職員につきましては昇給昇格によりこの切り替え差額を上回った金額を現在貰っております。この対象者はほとんどここにおける課長職の職員でありまして、年齢が 55 歳以上は昇給が停止になっておりますので、人事院勧告の適用を受けてもその切り替え差額までの金額に達しないため適用外ということになります。

(「はい、3番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、3番。

3番 (村本敏美君)

そういうことで、55歳以上の方は職員全体の減額支給ではなくて、今まで55歳以上の方に限定して減額措置をしていたと、その理由が今述べられたことということでよろしいですか。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、総務課長。

総務課長 (長野好孝君)

55歳以上の職員については昇給停止ということで、先ほど言いましたように平成27年4月1日から施行されております給料表が下がったために、その保障をするために前年の給料を切り替え差額として確保されておりました。先ほども言いましたが、若い職員につきましては昇給昇格でその金額を超えているんですけども、55歳以上の職員につきましては昇給がないので、その号給の中におるものですからその給料の上げ幅が人事院勧告で例えば400円とか500円上がったとしてもその切り替え差額の保障された金額までは達していないということでもありますので、人事院勧告の対象外ということになります。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、他よろしいですか。はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、討論なしと認めます。これより議案ごとに採決をいたします。はじめに、議案第82号の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第82号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件は可決されました。

次に、議案第83号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議

はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 83 号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』の件は可決されました。

次に、議案第 84 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号『東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について』の件は可決されました。

議案第 85～90 号

議長 (伊藤芳孝君)

ここでお諮りします。日程第 21・議案第 85 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算・第 8 号について』、日程第 22・議案第 86 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算・第 3 号について』、日程第 23・議案第 87 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算・第 3 号について』、日程第 24・議案第 88 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算・第 3 号について』、日程第 25・議案第 89 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算・第 1 号について』、日程第 26・議案第 90 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算・第 5 号について』。以上 6 件の補正予算を一括して議題と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号から議案第 90 号までを一括議題といたします。6 案件に対する予算内容の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

はい、副町長。

副町長 (伊藤克明君)

それでは補正予算書の方をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開き下さい。

議案第 85 号、平成 29 年度東栄町一般会計補正予算 (第 8 号) について。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算 (第 8 号) 案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 18 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町一般会計補正予算 (第 8 号)。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算 (第

8号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,252,240千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。繰越明許費、第2条地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、15款財産収入22,725千円。18款繰越金6,805千円。歳入合計29,530千円。計3,252,240千円。1枚おめくり下さい。歳出、1款議会費96千円。2款総務費2,915千円。3款民生費2,080千円。4款衛生費465千円。5款農林水産業費303千円。6款商工費55千円。7款土木費200千円。8款消防費48千円。9款教育費642千円。12款諸支出金22,726千円。歳出合計29,530千円。計3,252,240千円。

次に6ページです。第2表繰越明許費、12款諸支出金、1項財政調整基金費、事業名財政調整基金積立金、金額22,726千円。

次に7ページをお開き下さい。議案第86号、平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第3号)案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年12月18日提出。東栄町長村上孝治。

8ページをお開き下さい。平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第3号)。平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ623,767千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、6款繰入金18千円。歳入合計18千円。計623,767千円。10ページお願いします。歳出、3款地域支援事業費補正額18千円。歳出合計18千円。計623,767千円。

次に11ページをお開き下さい。議案第87号、平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について。平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年12月18日提出。東栄町長村上孝治。

12ページをお開き下さい。平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296,415千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、5款繰入金補正額81千円。歳入合計81千円。計296,415千円。歳出、1款総務費補正額81千円、歳出合計81千円、計296,415千円。

次に15ページをお開き下さい。議案第88号、平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について。平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年12月18日提出。東栄町長村上孝治。

16 ページをお願いします。平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)。平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138, 181 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、4 款繰入金補正額 49 千円、歳入合計 49 千円、計 138, 181 千円。18 ページをお願いします。歳出、1 款下水道事業費補正額 49 千円、歳出合計 49 千円、計 138, 181 千円。

19 ページをお開き下さい。議案第 89 号、平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について。平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 18 日提出。東栄町長村上孝治。

20 ページをお願いします。平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)。平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36, 925 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、4 款繰入金補正額 45 千円、歳入合計 45 千円、計 36, 925 千円。22 ページをお願いします。歳出、1 款農業集落排水事業費補正額 45 千円、歳出合計 45 千円、計 36, 925 千円。

それでは、東栄病院事業特別会計補正予算書の表紙を 1 枚おめくり下さい。議案第 90 号、平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算(第 5 号)について。平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算(第 5 号)案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 18 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算(第 5 号)。第 1 条 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算(第 5 号)は次に定めるところによる。第 2 条 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第 1 款病院事業収益、補正額 53 千円、計 285, 008 千円。支出、第 1 款病院事業費用、補正額 53 千円、計 285, 008 千円。

それでは、予算説明書により説明をさせていただきます。今回追加で補正をお願いするものにつきましては、人事院勧告に基づく一般職、特別職及び議員の人件費の増額と、国道 151 号バイパス事業にかかる奈根地内の町有地売却及び公共建設発生土処理場購入に伴うものが主なものです。

人件費の給与改定による増額は、一般会計・特別会計合わせ 4, 507 千円で、その内訳は給料が 564 千円、期末手当が 402 千円、勤勉手当が 2, 112 千円、退職手当が 108 千円、地域手当 2 千円、共済費が 1, 319 千円です。その他の人件費は保育士を 10 月に 1 名、1 月に 1 名の計 2 名を採用することによる増、共済費のうち昭和 37 年 12 月 1 日以前の恩給制度等の適用を受けていた期間分の年金費用として東栄町が負担する追加費用の増、児童手当と保育園の

時間外手当の増及び議員報酬と議員期末手当のうち、総務経済委員長と議会運営委員長が重複していることによる減額です。また一般会計のうち特別会計の繰出金は全て人件費の補正によるものです。人件費については個別の説明は省略させていただきます。

次に予算説明書の3ページをお開き下さい。15款2項1目1節不動産売払収入22,725千円は、国道151号月バイパス工事に関連して大字奈根地内の土地を処分することによるもので、町有地の売却分55,798,972円とそれに掛かる立木保障31,500円から公共建設発生土処理場の土地購入33,105,289円を差し引いたものです。26ページをお開き下さい。12款1項1目1節積立金は、これらの売払収入を全て財政調整基金に積み立てるものです。27ページの繰越明許費は、県からの用地売払収入が県の規定により一部は年度内、残りは翌年度の収入となるため翌年度に繰り越すものです。

次に一般会計のその他の歳入は全て繰越金。介護保険、簡易水道、公共下水道、農業集落排水及び東栄病院事業特別会計の歳入は一般会計からの繰入金を充てています。以上で一般・特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

各議案に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第85号から議案第90号までの質疑を一括して行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより議案ごとに採決をいたします。はじめに、議案第85号の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第85号『平成29年度東栄町一般会計補正予算・第8号について』の件は可決されました。

次に、議案第86号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第86号『平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算・第3号について』の件は可決されました。

次に、議案第87号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算・第 3 号について』の件は可決されました。

次に、議案第 88 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算・第 3 号について』の件は可決されました。

次に、議案第 89 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算・第 1 号について』の件は可決されました。

次に、議案第 90 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 90 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算・第 5 号について』の件は可決されました。

----- 議案第 91・92 号 -----

議長 (伊藤芳孝君)

ここでお諮りします。日程第 27・議案第 91 号『財産の取得及び処分について』、日程第 28・議案第 92 号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』の 2 案件を一括して議題と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号と議案第 92 号を一括議題といたします。2 案件に対する執行部の説明を求めます。

(「議長、事業課長」の声あり)

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

議案第 91 号財産の取得及び処分について。下記の財産を取得及び処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号並びに東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。平成 29 年 12 月 18 日提出。東栄町長村上孝治。

1 処分する土地、地番、東栄町大字奈根字ヨラキ 31 番他 3 筆。地積、合計 9,138.98 m²。売却価格、金 55,798,972 円。相手方、愛知県土地開発公社（愛知県）。2 処分する立木、土地の所在、東栄町大字奈根字加久保 144 番始め。数量、すぎ、ひのき始め 193 本。売却価格、金 31,500 円。相手方、愛知県。3 取得する土地、地番、東栄町大字奈根字ヨラキ 1 番 1 他 2 筆。地積、合計 6,560.33 m²。取得価格、金 33,105,289 円。土地所有者、東栄町大字本郷字赤谷 41 番地伊藤哲人。

提案理由、この案を提出するのは、国道 151 号改築工事用地として町有地の処分及び国道 473 号バイパス工事の建設発生土処理場用地として土地取得の必要があるからである。

この契約につきましては、町と県、それと伊藤さんの三者契約となっているものです。町の国道用地処分地の一部を代替え地として取得し、残土処理用地として使用するものでございます。最初のページが町からの事業用地ということで国道用地になる部分でございます。9,183.98 m²、55,798,972 円となっております。次のページが残土処理用地として、公共発生土処理場用地として取得する土地でございます。これも全て伊藤哲人さんのところから取得することとなります。次のページが立木の表示がしてございます。すぎ、ひのき、まつ等愛知県の基準額によって算出されたものでございます。この取得する土地と処分する土地の差額分が東栄町の収入となります。もう 1 枚めくっていただきますと、国道 151 号線の改築の事業概要の図面が付いてございます。事業用地の延長約 380m となっております。もう 1 枚はねていただきますと、今度は用地平面図が添付してございます。今の森林組合付近の図面です。黄色で着色されている部分これが国道事業用地として売却するところです。この青の着色してあるところこれが代替え地として町で取得する部分となっております。

続きまして、議案第 92 号をお願いします。議案第 92 号、東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 18 日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例（平成 25 年東栄町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表をお願いします。別表第 1 中の横見処理場の次にヨラキ処理場を加え、処理場の位置を東栄町大字奈根字ヨラキ 1 番 1 他としました。また別表第 2 中の使用料につきましても、処理場名称につきましてはヨラキ処理場を加えまして、使用料につきましては無料といたしました。次のページをご覧ください。ヨラキ処理場の残土処理の計画図です。残土処理としましては、約 10 万 m³を搬入する計画となっております。次のページをご覧ください。ヨラキ処理場の事業用地部分です。町有地の道路用地の残置分と代替え地として取得する部

分の残土処理用地を黄色で着色してございます。

議案の方に戻っていただきまして、附則、この条例は平成、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、国道 473 号月バイパス工事の公共建設発生土処理場として、ヨラキ処理場を追加する必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

各議案に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第 91 号と議案第 92 号を一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

（「6 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6 番。

6 番（山本典式君）

ちょっと教えていただきたいんですけども、この売却する方、それから取得する方の価格単価はどういう基準ですか。確か私の記憶では、例えば条例規定の中に不動産取得する場合委員会開いてというような条例規定あったと思うんですけど、買収の価格はどういうふうにしたか教えていただきたいと思います。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

この価格につきましては、先ほど説明の中にありましたように、県と町と伊藤さんの三者契約という形をとっております。そういうことで県の方で調査していただきまして、土地形状、地目、利用状況を勘案いたしまして土地評価をしていただいて算出された金額でございます。

（「はい、6 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6 番。

6 番（山本典式君）

そうすると県の単価ということですか。個人も全部。例えば条例で購入するとかそういった場合不動産に関する条例規定の中に委員会設けて決めるとかそれが全部に該当するかわかりませんが、こういった早急な場合とかいろんな場合についてはまたそういう条例外のことかわかりませんが、そこらへんの単価そのものの示し方というのはどういう基準で示

しているか。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

今回の場合、先ほども言いましたように三者契約ということで町の処分地代替え地として取得するということをごさいますて、単価につきましては県の方の基準で算出しているものでございます。

（「はい、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

6番（山本典式君）

県に売却するところは県の基準でということですね。個人のこの方に売却する時の基準はどこかの基準ですか。これも県の基準ですか。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

この個人の土地につきましても、代替え地として取得するということで県の方と同じ1つの契約となっておりますので、県の基準で同じように算出されたものでございます。

（「はい、最後もう1回だけ」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

6番（山本典式君）

すいません。じゃあこういうものは条例に規定する委員会を開催して決めるということは除外ということですね。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

単独で取得するものではなく、三者契約で代替え地として取得するという事でこういったことになっております。

議長（伊藤芳孝君）

他はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

1点お伺いしたいんですけども、発生土処理場の費用のことですけれども、横見の方は210円、今回は無料と、これはいわゆる先ほどの三者契約の問題や町有地を買収し、また、なおかつそこで差額があると、いろんな部分を含めてこういう判断されたのかということが1点。

それからもう1点は資料ありますように、最終的にはこの道路バイパスとその間の普通道路のところフラットな状態になるわけですけれども、これは時間的なことでどこの段階でフラットになっていくのか、その時は当然先ほど議決されましたまちづくり基本条例の3款のところにあるように、企画立案から決定実施等についてはこのまちづくりのいろんな様々な計画は町民の皆さんに公開しながら決定していくんだというふうに述べているわけですね。そうするとこのフラットな土地の状態の今後の活用についても、何らかの方向性なりプロセスを持ってみえるかこの2点をお伺いいたします。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

まず使用料の方の問題でございますけれども、今回横見の場合とちょっとケースが違いました、1つは道路用地として補償費が県から支出されております。土地及び上の建物等も補償費が出されております。それから残土処理用地につきましては、代替え地として取得しております。また残土処理用地につきましては、対策土を入れない普通土を埋めまして残土処理終了後の土地の有効活用が可能ということで、対策土が入っていないため建物等も建築の杭打ち等が可能ということで、有効であるということから今回の使用料は無料ということになっております。

今後の埋め立て残土処理終了後の土地の利用法につきましては、今後どの様な方法が良いかということ検討していきたいと思っております。

(「議長、5番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、5番。

5番 (加藤彰男君)

今の説明ですと、最終的に道路の補償の費用も入っていると、町としては入ると。それから今後については、普通土ということによって土地の有効活用を図れるということで今回については無料というふうに判断をしたという理解でよろしいですか。

(「議長、事業課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、事業課長。

事業課長 (伊藤久司君)

その通りでございます。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、他よろしいですか。

(「議長、8番」の声あり)

はい、8番。

8番 (柴田吉夫君)

ちょっと1点だけ教えて下さい。町が処分する土地が約9,000㎡、5,570万余、それからこれ立木も含めると5,583万余になるわけですね。これは相手方が県ということですから、当然のことながら今言った55,798千円余プラス31,000千円余のものは、町へ入ってくるということですが。先ほどから三者契約というちょっと聞き慣れない言葉があるんですが、町と県がやれば当然のことながら5,580万それが一旦は町の財産売払収入に上がってこなければいかんと私は予算上の措置だとそういうふうに思います。逆に今度は町が取得をする土地があるわけで、それは土地と立木合わせて3,300万余、この金額は逆に東栄町が個人の方から購入をするということで、土地的には一体的な団地ですから、そこをそういう形で予算上は手続きが済むと思うんですが。最初から県と町と個人という三者が一体になってこの契約をしたということで、今回補正予算で載ってきたのは県からお金を頂く分、売り払って頂く分から今度は個人に町がお支払する分それを差し引いた残りの2,270万余が不動産売払収入というふうになっておりますが、そういう形でこれ予算上の仕組みというのは良いのでしょうか。わかれば教えて下さい。

(「議長、副町長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、副町長。

副町長 (伊藤克明君)

今回三者契約になりまして、実際今8番議員が言われた通りお金の契約はそういうふうになってるわけですが、実際のお金の流れはこの5,500万円の中から伊藤さんに支払う部分については、県から直接伊藤さんの方に支払われます。ここを経由しないものですから、最終的にその差引分の2,200万余だけが東栄町に入ってくる仕組みになっていますので、今回このような予算の立て方をさせていただいております。

(「はい、8番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、8番。

8番 (柴田吉夫君)

じゃあ確認だけ。そうしますと、本来は5,500万の価値のものを実際県へ売ってるわけで、実際入ってくるのは2,200万ぐらいしか入ってこないよということ。後々あその土地を売った時に、これっばかだったのかというようなことにならないような仕組みで、現金の流れというのは直接県からそっちの方へ行って、残りの残高の2,200万が町に入ってくるといことが今説明聞いてわかりましたけど。今後この土地のことについて何かあった時に、こういう流れで三者が一体で契約したからお金の流れはこういうふうになっているんだよというような記録もきちっと作っておかないとわからないような気がするんですが、そのへんのところは今僕が言ったような書面も付けて契約をされておるのかどうか確認だけ。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、副町長。

副町長 (伊藤克明君)

金額的にはそういったもの出されておりますので、今おっしゃられる通り財産管理上はきちっとそういった記録や契約書の写しも当然残しますので、そういった形で管理をさせていただきたいと思っております。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で質疑を打ち切り、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案ごとに採決をいたします。はじめに、議案第 91 号の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号『財産の取得及び処分について』の件は可決されました。

次に、議案第 92 号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 92 号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 29、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。

議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。

ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」に付することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

----- 閉 会 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、『平成 29 年第 4 回 東栄町議会定例会』を閉会いたします。